

企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域「アフリカの角地域」脆弱層の
雇用環境に係る情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00462

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月28日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月28日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域「アフリカの角地域」脆弱層の雇用環境に係る
情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【村上 幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp】

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

アフリカ部 アフリカ第二課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

なお、本案件について、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年8月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年8月20日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説

明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。以下にご留意ください。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が 1 営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先：

1) プロポーザル

「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から 2 通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 現地再委託費（再委託費）： 10,000千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) DJF1 = 0.6221800 円（ジブチ）
 - b) ETB1 = 2.5413600 円（エチオピア）
 - c) KES1 = 1.0335700 円（ケニア）
 - d) SSP1 = 0.2550000 円（南スーダン）
 - e) SDG1 = 0.2469600 円（スーダン）
 - f) UGX1 = 0.0312700 円（ウガンダ）
 - g) US\$ 1 = 110.552 円
 - h) EUR 1 = 131.632 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

- a) 本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。
- b) ジブチ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律13,500円／泊として計上してください。
- c) 南スーダン国内における宿泊については、当機構が直接提供しますので、宿泊料については、計上しないでください。
他方、日当の計上に加え、朝食代・夕食代見合いとして一夜当たり5,800円を計上して下さい。
- d) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全管理上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／雇用対策政策
- b) 労働市場分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5 人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点

10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を 2021年9月8日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、**評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については**、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
- 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：雇用対策政策/人的資源開発に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／雇用対策政策

➤ 労働市場分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／雇用対策政策）】

a) 類似業務経験の分野：雇用対策政策、人的資源開発に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：アフリカの角地域¹及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 労働市場分析】

- a) 類似業務経験の分野：労働市場分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカの角地域及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

¹ 第3章「特記仕様書案」第2条を参照。

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／雇用対策政策</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	4	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	—	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>労働市場分析</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	2	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域『アフリカの角地域』脆弱層の雇用環境に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

アフリカでは、経済成長・産業育成による労働需要の量的拡大を上回る速度で就労人口が増加し、2030年には生産年齢人口は7.05億人（2018年）から約10億人に急増し、2050年には世界の新規就労人口の過半数をアフリカ諸国が占めるとされている。若年層、高学歴層、女性、都市部を中心に高い失業率・未活用労働などが課題になっている。さらに、COVID-19により経済・雇用環境が更に悪化、約3,000万人相当の雇用が失われるリスクに直面している。サヘル諸国では雇用機会のない若年層が武装勢力に流入、中東・北アフリカ地域では「アラブの春」等の要因の一つとなったと言われているように、若年層の雇用機会不足が社会不安の要因にもなっている。

アフリカの角地域（注：本業務では政府間開発機構（Intergovernmental Authority on Development : IGAD）加盟国を指す）は、紛争や気候変動の影響を受ける、世界でも最も不安定且つ脆弱な地域の一つである。近年では、2018年のエリトリア・エチオピア国交回復や南スーダン和平プロセス促進など、域内の平和と安定に向けた努力を継続しているものの、貧困や格差、不平等感など紛争の要因が依然として残っており、エチオピア北部のティグライ州での武力衝突による隣国スーダン国境沿いへの難民流出など、新たな危機も発生している。同地域の人口はアフリカ大陸全体の約5分の1に相当する約230百万人と言われており、若年層人口はその約半分を占める。アフリカの角地域の若年層失業率は平均すると14%程度で都市化が進んでいる北アフリカほど高くはないが、正規・賃労働に就く就労者は全就労人口の2割程度にしかすぎず、自己会計労働者等、不安定な雇用環境下で働く就労人口の割合は7割以上となる。加えて、同地域には約4百万人以上の難民、約1千万人の国内避難民（Internally Displaced People : IDP）がいると言われており若年層のみならず女性、難民、国内避難民等を含めた雇用機会の拡大、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保が喫緊の課題である。

紛争や暴力等の脅威と失業、ディーセントワークの不足は相互に関係しあい、悪循環に作用していると言われている。紛争や暴力の蔓延はインフォーマル経済を拡大させ、若年層や女性等は特に影響を受けやすい。他方、高失業率やディーセントワークの欠如自体が紛争を助長することもある。例えば職場における人権問題の軽視（児童労働や差別含む）、経済機会の不平等、社会的対話の欠如等は労働者の不満に結びつき紛争を助長する危険性がある。また、2009年の国連事務総長報告でも

紛争直後の平和構築に必要な要素として雇用創出、生計向上を含む経済活性化があげられている。

JICAはディーセントワークの実現を通じた強靱な社会・人間の安全保障への貢献に向けてこれまで1)企業の成長促進・起業促進(労働需要の拡大)、2)質の高い教育・訓練の促進(質の高い労働の供給・エンパワメント)、3)労働者の権利の保護の観点から支援を行ってきた。また、平和構築の観点では、1)地域の紛争レジリエンスの向上、2)地域の連結性の強化、3)開発との連続性に留意した強靱な政府・社会の確立、4)経済・社会開発の促進による格差是正に貢献してきた。他方、これまでの支援は個々に実施されてきており、ディーセントワークの実現とアフリカの角地域の平和と安定を結び付け、一体的な戦略の下実施してきたものではない。

第3条 調査の目的と範囲

(1) 調査の目的

本調査は、アフリカの角地域における平和と安定に寄与するディーセントワークの実現に向けた一体的な戦略を検討するために必要な情報を収集、整理、分析することを目的とする。具体的には、アフリカの角地域の若者や女性、脆弱者等の雇用・労働を取り巻く環境について分析し、同地域における雇用の創出、ディーセントワークの実現に必要な施策、支援策について検討する。また、働き手(若年層、女性、脆弱者層等含む)、産業界(企業、経済団体等含む)、行政機関に対して意識調査、ヒアリング調査等を行うことで、政府の政策・制度と実態のギャップを整理することとする。特に、アフリカ地域においては労働市場と働き手となる人材のスキルのミスマッチ等が指摘されており、その実態を明らかにするとともに、原因の分析及び対応策について検討する。

(2) 調査の範囲

前項の「第3条 調査の目的と範囲」を達成するために、「第4条 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書を作成する。

第4条 調査実施上の留意事項

(1) ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の定義

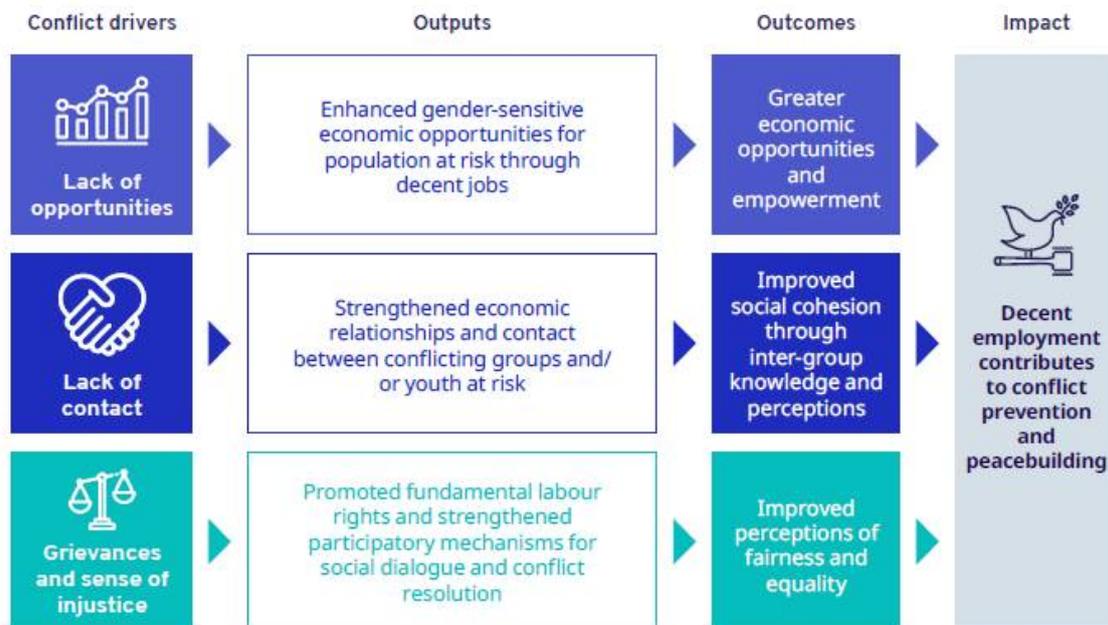
ディーセントワークは、1999年第87回国際労働機関(ILO)総会にてファン・ソマビア事務局長(当時)により提唱された概念で、2008年第97回ILO総会において、次の4つの戦略的目標を通して実現されると位置付けられた。①雇用の促進、②社会的保護の方策の展開及び強化、③社会対話の促進、④労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現。すなわち、ディーセントワークとは、まず仕事があることを前提とし、権利、社会保障、社会対話が確保されていて、自由と平等が保障され、働く人々の生活が安定する、すなわち、人間としての尊厳を保てる生産的な仕事のことを指す。また、ディーセントワークの促進はSDGsゴール8(経済成長・雇用)においても掲げられている。

JICA では、先行きが不透明で将来の予測が困難な VUCA (Volatility、Uncertainty、Complexity、Ambiguity) 時代において、個々人が自らを導くことができるよう能力強化 (エンパワメント) し、またそれを可能とする環境を整備することを通じてディーセントワークを実現しようとしている。

(2) 平和構築とディーセントワーク、雇用のセオリー・オブ・チェンジ

ILO は平和構築とディーセントワークが密接に関係していることを指摘しており、ディーセントワークと雇用が平和構築にどのように貢献するのかのセオリー・オブ・チェンジを以下の通り説明している。

- 1) 雇用及びそれに伴う収入が拡大することで暴力に従事する機会費用が増加するため、就労年齢の人口が十分な生活と社会保障が約束されたまともな雇用機会が得られれば、暴力への参加傾向が減る可能性が高い。
- 2) 紛争が異なるグループ間での信頼の欠如、否定的な認識によって引き起こされている場合、職場においてグループ間の建設的な対話・接点が確保されることにより紛争を減らし、社会的結束を促進する可能性がある。
- 3) 今日の紛争の多くは不平等、人権と労働者の権利の軽視、排除、参加型メカニズムと対話の欠如等からくる不満から生じているものが多く、機会の平等を目指した包摂的で透明性のある雇用機会と社会保障プログラムは紛争のリスクを減らす可能性がある。



(出典 : ILO : Sustaining peace through decent work and employment)

(3) 調査対象国

本調査は第一次調査 (国内調査) と第二次調査 (現地調査及び結果の取り纏め) の2段階に分けて実施する。第一次調査は IGAD 加盟国 8 か国 (ジブチ、エリトリ

ア、エチオピア、ケニア、ソマリア、南スーダン、スーダン、ウガンダ)を対象とする。第二次調査は、第一次調査の結果を踏まえ、より深掘して調査を行う国をジブチ、エチオピア、南スーダン、ウガンダの中から最大3か国選定し実施する。想定される現地調査対象国及びその選定理由をプロポーザルで明記すること。

調査対象国の決定においては、渡航の一時見合わせ措置や安全対策措置に係る最新情報にも留意し、JICAと協議の上決定すること。また、実際の現地調査対象国及びその選定理由は、第一次調査結果と共にインセプション・レポートに明記する。

(4) 実施済み、オンゴーイングの調査等の成果の活用

現在実施済み、オンゴーイングの調査等で本件と類似するものは以下の通り。以下調査と重複が無いよう整理するとともに、既に調査結果が出ているものについては、調査結果を活用すること。

- 「紛争影響国における雇用と生計向上にかかる情報収集・確認調査」(2012年度)本調査対象地域のウガンダ及び南スーダンが重複。
- 「アフリカ地域若年雇用政策調査(プロジェクト研究)」(2013年)
- 「全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査」(2020年12月～2022年3月)本調査対象地域のエチオピア、ケニアが重複。
- 「アフリカ地域デジタルサービスへのアクセス改善を通じた女性起業家支援にかかる情報収集・確認調査」(2021年8月～2022年2月)本調査対象地域のウガンダが対象。
- 「スーダン国における若者の雇用促進に係る基礎情報収集・確認調査」(2021年3月～2021年7月)本調査対象地域のスーダンが重複

(5) JICAの協力の方向性

1) アフリカのオーナーシップの尊重と地域イニシアティブとの整合性

TICAD7にて日本政府は「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(New Approach for Peace and Stability in Africa: NAPSA)」を提唱し、アフリカの国々が主体的な制度構築・人作り支援等をもって、紛争の根本原因に対処していくことを支援するとしている。したがって、アフリカ連合(AU)、IGAD等の地域機関や各国政府のイニシアティブ、政策との整合性を確認すること。また、本調査を通じてAU、IGAD等との連携可能性についても検討すること。

2) これまでの協力アセットに留意しつつ新たな支援策の検討

JICAはこれまでディーセントワークに関連する事業としてアフリカ地域において1)企業の成長促進・起業促進(労働需要の拡大)を目的とした、投資環境整備、カイゼン等ビジネスマネジメント能力向上支援、NINJA等起業家支援、2)質の高い教育・訓練の促進(質の高い労働の供給・エンパワメント)を目的として「みんなの学校」、理数科教育支援、高等教育支援、3)労働者の権利の保護を目的とした児童労働フリーゾーン普及展開等に事業を実施してきている。また、アフリカ稲作振興のための共同体(CARD)、市場志向型農業振興(SHEP)、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ等広域展開を行っている地域イニシアティブもある。これらの域内リソースを活用し、組織・人的交流・

ネットワークを構築しながら、域内共通の課題に対する地域的な取り組みを後押しする。

3) 他ドナー、民間企業等とのパートナーシップの検討

ディーセントワーク、平和構築分野での支援においては、地域機関、各国政府、国際機関・ドナー等が各セクターで様々なプログラムを運営している。

日本の比較優位性なども意識しながら様々な関係者との連携可能性について検討する。また、民間企業との連携、ソーシャル・インパクト・ファンド等民間資金の導入についても検討することとする。

4) DX の活用可能性の検討

企業の成長促進・起業促進、または産業人材育成等の文脈で DX の活用可能性があるかも含めて検討する。

(6) 現地再委託

第二次（現地）調査対象国における意識調査、ヒアリング調査については現地再委託により実施する。

(7) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた柔軟な調査の実施

本業務では、現地調査による情報収集を想定しているが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、必要に応じて現地渡航を遠隔調査に切り替える可能性があり、調査方法・手段は適宜協議の上、柔軟に実施する。

(8) 相手国関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際し、相手国関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、調査対象国各事務所は主要省庁等、その他の関係諸機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメント取り付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

第5条 調査の内容

第一次調査（国内調査）においては以下（1）及び（2）を実施。第二次調査（現地調査及び結果の取り纏め）の段階においては（3）～（5）に記載の調査を実施する。

(1) 文献調査・ヒアリング

公開されている情報（国際機関・他ドナーの報告書、国際/地元 NGO や研究機関の HP、出版物等）から各国における、雇用政策、法・制度、各国の労働市場の実態、起業環境等を分析、整理する。また、既存文献等から得られる情報、必要に応じた日本国内の当該国・地域に関する有識者、JICA 事務所へのヒアリング結果を基に簡易な平和構築アセスメントを実施し、各国における格差や脆弱性の構造と経済社会に影響する不安定要因を確認する。加えて、対象 8 か国の経済、社会、文化的背景、民族多様性、周辺国から流入する労働者等に留意し、各国ごとの「脆弱層」を分析の上、位置づけを明確にする。

各国ごとに特定した脆弱者層の教育水準、就職斡旋機関、人材育成機関・制度、JICAを含むドナー、支援団体等の雇用創出、産業人材育成等、ディーセントワークに関連する活動状況等を確認し、整理する。ディーセントワークにかかる課題が深刻かつ、今後 JICA の協力の発展性が見込まれる国について現地調査にて深掘すべく、現地調査を実施する国を最大3か国選定する。

(2) インセプション・レポートの作成

(1) の調査結果を取りまとめるとともに、現地調査の方針・方法、作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。インセプション・レポート及び現地調査の方針につき、JICA と協議を行う。

(3) 現地調査・ヒアリング

(1) の文献調査で収集しきれなかった情報について、最大3か国を対象に現地調査を行う。現地調査の中では、働き手である労働者側及び雇用者側である産業界を対象に意識調査を行う。また、行政機関、国際機関、他ドナー等を対象にヒアリング調査を行う。意識調査・ヒアリング調査の対象者・内容については以下を想定しているが、コンサルタントの経験・知見に基づくプロポーザルでの提案も可能とする。なお、同意識調査・ヒアリング調査は現地再委託により実施する。

1) 働き手（労働者）に対する意識調査

調査対象者：就労人口の中でも特に紛争や暴力の影響を受けやすい脆弱者層（若年層、女性、難民、国内避難民）を対象とする。対象8か国の社会・文化的背景、民族多様性等に留意し「脆弱層」は右4項目以外の社会的弱者を対象とすることも可とする。南スーダン、スーダン、ソマリアの調査においては社会復帰が期待される元兵士も対象とすることが考えられる。また、教育レベルによりおかれる労働環境等が異なることが想定されることから異なる教育レベルの人材を調査対象者に含めること。調査対象者規模は各国300名～500程度を想定。

調査内容：フォーカス・グループ・ディスカッション、アンケート調査等の手法を使い、意識調査を行う。対象者の教育バックグラウンド、対象者が描くキャリア、キャリアを形成するために実施していること、キャリア実現にあたっての阻害要因、現在の職場環境、満足度などを調査することを想定。

留意点：脆弱層の中にも、①経済成長を牽引していく人材（若年層の一部）、②不安定な生活を送る、内戦の影響で教育機会を逸した人材（その他の若年層や国内避難民などで、①よりも多数）がいる。開発の観点では①の人材育成が重要である一方で、社会の安定の観点からは②の人材育成も重要となる。特に、紛争影響国に関しては両方を視野に入れることが適切であり、紛争影響国と非紛争影響国で必要とされるアプローチが異なる点に留意すること。

2) 産業界に対する意識調査

調査対象者：現地調査対象国において成長が見込める業種（フォーマルセクター、インフォーマルセクター含む）の企業経営者、マネージャー層を対象として意識調査を行う。そのほか、経済団体、職業斡旋機関、労働組合等の代表者に対しても意識調査を行う。調査規模は各国の経済規模に鑑み、最大100社程度とする。

調査内容：フォーカス・グループ・ディスカッション、アンケート調査等の手法を使い、各企業が求める人材像、スキル（非認知能力含む）、各企業が実施している人材育成プログラム（OJT等含む）、人材確保の方法、自国人材が占める割合、人材の定着率、紛争解決の方法・メカニズム、対話のメカニズム、企業成長の促進・阻害要因、労働者の人権、保護に対する意識等を調査する。

3) 行政機関

調査対象者：各国の開発計画省、教育省、高等教育省、労働省、工業省、中小企業庁における雇用政策、産業人材育成政策、起業政策等を担当している部署

調査内容：ヒアリング、アンケート調査等を通じて、各国の雇用、産業人材育成、起業促進等を取り巻く環境、課題、政府の政策・施策、及び実現に当たっての課題などを確認する。

4) AU・IGAD等地域機関及び国際機関、他ドナー

調査対象者：AU、IGAD、国際機関、他ドナー等

調査内容：ヒアリング、アンケート調査等を通じて、雇用、産業人材育成に係る地域横断的なプログラム、イニシアティブから各国の働き手（労働者）に裨益するプログラムを整理、分析する。

(4) 支援策の検討

調査結果を踏まえ、JICAの支援の方向性を整理し、提案する。その際、AU、IGAD等地域機構と連携した地域レベルの取組（各種ステークホルダー等を巻き込んだイニシアティブ等を想定）及び各国レベルの取組（産業人材育成分野での支援を想定）の二つのレベルでの支援策を検討すること。JICAのこれまでの支援策や強みを踏まえつつ、広域展開の可能性も併せて検討する。

(5) ファイナル・レポートの作成

上記(1)～(4)の結果をレポートにとり纏める。ファイナル・レポートの提出1カ月前にはドラフトをJICAに共有し、JICAアフリカ部及び関係部署（ガバナンス・平和構築部、経済開発部、人間開発部、調査対象事務所等を想定）

に対してオンライン会議を開催し、ファイナル・レポート案を説明する。JICAからのコメントを反映したものをファイナル・レポートとして取りまとめ、提出する。

第6条 報告書等

(1) 調査報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の記載項目は以下を想定しているが、最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

各報告書の調査対象国政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。

①業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載のとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文1部（簡易製本、ホチキス止め可）

②インセプション・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画、現地で収集する必要がある資料・情報、データ、JICA事務所及び調査対象国政府に対する便宜供与依頼内容等）、文献調査・ヒアリングの結果等

提出時期：2021年11月中旬

部数：和文1部、英文1部（簡易製本、ホチキス止め可）、CD-R1枚

③ファイナル・レポート

記載事項：調査概要（調査の背景・経緯・目的、基本方針、作業工程、要員計画（実績））、調査結果等

提出時期：2022年2月上旬

部数：和文5部、英文5部、仏文5部、CD-R1枚

(2) コンサルタント業務従事月報

JICAが指定する様式により、関連資料を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。

(3) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

別紙：最終報告書目次案

最終報告書目次案

第1章 調査概要

- 1-1 調査の背景・経緯・目的
- 1-2 調査方法（調査方針、調査工程、要員計画・実績）

第2章 調査結果

- 2-1 アフリカの角における雇用を取り巻く環境（概観）
 - 2-1-1 ビジネス環境
 - 2-1-2 産業人材の育成状況
 - 2-1-3 労働者の人権の保護の状況
 - 2-1-4 各国における紛争要因・脅威
 - 2-1-5 各国における脆弱者層の分析
- 2-2 現地調査対象国における状況
 - 2-2-1 働き手側（労働者）の意識調査結果
 - 2-2-2 産業側の意識調査結果
 - 2-2-3 行政機関等のヒアリング結果
 - 2-2-4 地域機関、ドナー等のプログラム
 - 2-2-5 各種施策・プログラムと実態（働き手、企業の意識調査結果）のギャップ分析
- 2-3 提言

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年10月上旬より業務を開始し、2022年2月上旬までにファイル・レポートを作成、提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 12 人月（現地：4人月、国内8人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/雇用対策政策（2号）
- ② 労働市場分析（3号）
- ③ 産業人材育成政策
- ④ 平和構築アセスメント
- ⑤ 社会的弱者/ジェンダー分析

※本調査には現地調査時の通訳（英仏語）の配置を想定しています。その際に計上する経費は一般業務費のみとします。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 働き手（労働者）・産業界に対する意識調査及び行政機関・地域機関・他ドナーに対するヒアリング調査

※現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

(4) 配布資料／公開資料等

1) 配布資料²

- 全世界新型コロナ危機を受けた脆弱な労働者の保護にかかる情報収集・確認調査(QCBS)インセプション・レポート

² ウガンダ・南スーダン・スーダン・ソマリアのPNA資料については取り扱い留意にし、情報の外部共有・公開は禁止とする。南スーダン、スーダン、ソマリアについては作成年度に鑑み参考程度のものであるとする。

- ウガンダ北部西ナイル地域基礎情報収集調査報告書（ウガンダ北部西ナイル地域PNA）
- 国レベル平和構築アセスメント基礎資料南スーダン共和国（南スーダンPNA）
- スーダン共和国ダルフル地域プロフィール（スーダン共和国ダルフルPNA）
- 国レベル平和構築アセスメント基礎資料ソマリア共和国（ソマリア共和国PNA）

2) 公開資料

- JICA-UNDP 実務者向け合同ワークショップ報告「アフリカの紛争・紛争影響下における革新且つ持続可能な生計・雇用支援」
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12080164_01.pdf
- アフリカ地域若年雇用政策調査(プロジェクト研究)最終報告書
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12145678_01.pdf
- 紛争影響国における雇用と生計向上に係る情報収集・確認調査最終報告書
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12083598.pdf>
- JICA SDGs ポジション・ペーパー（ゴール1, 4, 5, 8, 10, 16, 17）
https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/position_paper.html

(5) 対象国の便宜供与

- 1) 調査団からの求めに応じ、調査実施のために必要な資料・データを提供する。提供時期は内容により異なるが、契約締結後に調査団がリストで依頼した場合、国内・現地調査期間中であっても随時提供する。
- 2) 関係機関との面談等の設定については、必要に応じて各在外JICA事務所の支援を受けられるものとする。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意するとともに、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。当地の治安状況については、JICA事務所、各国日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整 作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

<渡航の条件>

- 渡航時期：
調査対象国において治安上リスクが高まる祝日、年末年始、各国選挙期間、独立記念日などハイリスクの日には出入国や現地滞在を可能な限り控えるよう渡航日を調整する。
- 滞在中：
各在外JICA事務所が作成する「安全対策マニュアル」を精読し、移動規制時間・

場所や、安全対策等の行動規範に従う。

- 安全な宿舎の手配：
各在外JICA事務所指定のホテル、安全確認を行った住居に宿泊する。宿舎の手配に際し、事前に渡航予定国の在外JICAと連絡・調整を行う。
- 通信手段：
緊急時の連絡用に必ず携帯電話を持ち歩く。渡航対象国に南スーダンが含まれる場合、滞在中は常に各自携帯電話及び無線機を携行する。（携帯電話及び無線機はJICA事務所から貸与）
- 移動手段：
各事務所で禁止する移動手段は利用せず、各事務所の指示に従う。
- 空港利用：
各在外JICA事務所の提示する留意事項に従う。

以上